

令和6年度前期技能検定から

## 若者の減免対象者の範囲が変更されます

技能検定の実技試験受検者に関する受検手数料の減免については、令和6年度前期試験以降、次のとおり対象者が変更されます。

### ◆減免対象者◆（下記表においては、略称：若者減免）

**2級及び3級を受検する**  
**25歳未満の雇用保険被保険者**

変更

**3級を受検する**  
**23歳未満**



※年齢は実技試験実施年度の4月1日時点

| 受検手数料（3級）                                     | 通常      | 若者減免が適用の場合          | 在校生割引が適用の場合 | 若者減免と在校生割引の両方が適用の場合 |
|---|---------|---------------------|-------------|---------------------|
| ●和裁<br>●テクニカルイラストレーション<br>●機械・プラント製図<br>●電気製図 | 13,300円 | 8,800円<br>(4,300円)  | 8,900円      | 4,400円<br>(2,900円)  |
| ●機械検査<br>●婦人子供服製造                             | 15,100円 | 10,600円<br>(6,100円) | 10,100円     | 5,600円<br>(2,900円)  |
| 上記以外の職種                                       | 18,200円 | 13,700円<br>(9,200円) | 12,100円     | 7,600円<br>(3,100円)  |

従来からの在校生割引は継続しています。若者減免については、**23歳未満に加えて「雇用保険被保険者」に該当すると更に受検手数料が減額されます。**（表中の（ ）の金額が、**23歳未満・雇用保険被保険者の場合に該当します。**）詳細は受検案内でご確認ください。

### ◆対象者変更の背景は？

当該減免制度は、厚生労働省が、平成29年度より、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的に実施されています。今回の対象見直しは、在校生を含む若年者の入職等を促進する観点から「大学生までの在校生を含めた23歳未満」及び「エントリー級である3級」となりました。また、雇用保険を原資とした制度なので、雇用保険被保険者の減免額が多くなっています。

### ◆受検申請に関する問合せ先◆

広島県職業能力開発協会 TEL (082) 245 - 4020

広島県商工労働局職業能力開発課